

平成29年度

定期監査結果報告書

門真市監査委員

## I. 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項による）

## II. 監査の対象部局 【議会事務局】

なお、監査対象の議会事務局の内部組織及び分掌事務並びに主な事務事業は、次のとおりである。

部 局 名	部局内グループ名
議 会 事 務 局	総務グループ、議事グループ

（分掌事務）

- （1） 議員の身分及び事務局職員の人事に関すること。
- （2） 儀式、交際及び接遇に関すること。
- （3） 公印の保管に関すること。
- （4） 議会の予算、決算及び物品に関すること。
- （5） 議会の文書の受領、配布、発送その他文書管理に関すること。
- （6） 議場及び議会各室の管理に関すること。
- （7） 本会議、委員会その他諸会議に関すること。
- （8） 会議録の調製並びに委員会その他諸会議の記録の作成、保管等に関すること。
- （9） 「議会だより」の発行に関すること。
- （10） 資料の収集、整理保管及び発行に関すること。
- （11） 議会図書室に関すること。
- （12） その他議事及び調査に関すること。
- （13） 事務局の庶務に関すること。

（事務事業）

市政のしおり発行事業、門真市議会 I C T 推進事業、市議会会議録関連事業、議会情報公開推進事業等。

## III. 監査の着眼点

監査にあたっては、平成 28 年度・平成 29 年度（平成 29 年 9 月 30 日現在）の歳入歳出予算並びに事務事業を対象とした。

その中でも、主に契約事務や政務活動費等の財務に関する事務の執行及び管理が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、監査を実施した。

#### IV. 監査の実施内容

定期監査は、都市監査基準に準拠し、実施した。

また、提出された関係資料の点検や、担当職員からの説明を聴取し、その他必要な項目等について慎重に監査を行った。

なお、武田朋久監査委員は、監査の範囲のうち政務活動費に関する部分については、地方自治法第199条の2の規定により、除斥としている。

#### V. 監査の実施場所及び日程

事前監査 平成29年12月5日（火）から平成30年1月25日（木）まで

本監査日 平成30年1月26日（金）

実施場所 門真市役所 行政委員会室

#### VI. 監査の結果

監査の結果、歳入歳出予算及び事務事業は概ね適正に執行されていると認められた。

しかし、事務処理については、決裁文書への決裁日、施行日の記入漏れ、公印を使用した際の公印保管者の取扱印漏れ及び公印取扱簿への記載漏れ等、改善・修正を要する事項が数多く見受けられた。

また、次に述べる指摘事項についてはそれぞれ必要な措置をとり、今後の事務の遂行にあたり遺漏の無いよう一層努力されたい。

なお、指摘事項には至らない軽易な事項については、監査を執行する中でそれぞれ口頭での個別の指導も併せて行った。

##### 〔指摘事項〕

1. 平成28年度会議録検索システム業務委託において、契約書は発注者受注者双方記名押印のうえ、各1通ずつ保有するものであるが、市保有の契約書原本の発注者の押印漏れがあった。今後は、公印が必要な箇所に押印されているか確認するなどして、遺漏の無いよう適切に処理されたい。
2. 各議員が備品を購入した際には、門真市議会政務活動費に関する取扱要領第6条第1項により「備品台帳」を作成し、適正な管理に努めなければならないとされている。各議員から提出があり議会事務局にて保管している備品台帳については、議員の押印漏れや、現職の議員と任期を満了した議員の台帳が混在して保管されていた。台帳管理の観点から、今後は議員毎に分けて保管、もしくは一覧表を作成する等して、適切に管理されたい。

また、備品台帳は、備品の耐用年数が満了する年度まで毎年度、会計帳簿にコピーを添付する必要があるが、添付していないケースが見受けられた。今後は、遺漏の無いよう適切に処理されたい。

3. 備品の買い換えについては、門真市議会政務活動費に関する取扱要領第6条第2項により、「購入した備品は、別表に定める耐用年数を満了せずに買い換えることはできない。」と規定され、同条第3項において「やむを得ない理由により備品が滅失又は毀損し、且つ修理等の対応が不合理と認められる場合、当該備品はその耐用年数を満了したものとみなし、再度購入することができる。」と規定されている。

しかし、一部の備品において、耐用年数を満了せずに再度購入したものがあつたが、修理等の対応が不合理と認められる内容及び資料が添付されていなかった。今後については遺漏の無いよう適切に管理されたい。

4. 政務活動費は、門真市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付されており、政務活動費の交付を受けた議員は規則で定めるところにより、政務活動費に係る収支報告書を作成し、当該収支報告書並びに会計帳簿及び領収書又は当該支出の事実を証する書類その他議長が確認のために必要と認める書類等を議長に提出しなければならないと規定されている。

しかしながら、今回、監査した収支報告書並びに会計帳簿、支出伝票においては、記載内容誤りや証拠書類として添付されている資料の形式的な不備が数多く見受けられた。今後については遺漏の無いよう適切に処理されたい。

#### 〔議会事務局への要望〕

政務活動費については、指摘事項でも述べたとおり、提出された収支報告書等のうち、会計帳簿・支出伝票において、記載内容誤りや証拠書類として添付されている資料の形式的な不備が数多く見受けられた。

議会事務局は、各議員に対して、今一度、政務活動費の交付に関する条例及び施行規則、政務活動費に関する取扱要領、運用指針を十分に周知するよう努めていただきたい。また、各議員は議会事務局を通じて収支報告書等を議長に提出することとなる。議長を補佐する役割を担う議会事務局は、提出された収支報告書等の内容や事実を証する書類等に誤りがないかを厳正にチェックする体制を整え、政務活動費について、市民にわずかな疑義も生じさせないように、適正な執行に努めるよう要望する。